

令和5年小樽市議会第4回定例会

市長提案説明

令和5年第4回定例会の開会に当たり、ただ今上程されました各案件に係る提案理由の説明に先立ち、一言申し述べさせていただきます。

この夏は、かつてない記録的な猛暑となったことから、小・中学校へのエアコン設置について、保護者の皆さんをはじめ市議会からも要望をいただき、私といたしましても児童・生徒の教育環境と健康面への影響から、喫緊の課題と捉え協議を重ねてまいりましたが、この度、市内全校の普通教室等へ設置できるめどが立ったところであります。

今後は、工程管理などをしっかり行い、来年の夏までに整備を終え、安全で安心な教育環境を実現するよう取り組んでまいります。

また、今後の子育て支援の拡充といたしましては、私の2期目の公約にも掲げておりますが、子育てに関わる家計負担の軽減を実現するため、こども医療費助成の対象範囲の拡充と、こどもの居場所づくりにも寄与する、放課後児童クラブの無償化を実施したいと考えております。

こうした取組をはじめ、人口対策やまちづくりなど、行政ニーズは複雑・多様化しており、より効果的な政策を実現するには、庁内を横断した総合的な政策形成機能や官民連携の強化が必要なため、新年度からは新たに総合政策部を設置し、諸課題の解決に当たりたいと考えております。

これからも、少子化対策や人口の社会減抑制など、人口減少対策を最重要課題としながら、小樽市が「選ばれるまち」となることを目指し、定住人口の確保につながるまちづくりに取り組んでまいりますので、引き続き、議員の皆様方の御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、ただ今上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第8号までの令和5年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、議案第1号、一般会計補正予算の主なものといたしましては、年々厳しさを増す夏の暑さ対策として、本庁舎別館と図書館への業務用エアコン等を来夏までに設置するための整備費用のほか、令和6年8月診療分から実施を予定する「こども医療費助成」の、高校生までの対象拡大に向けた、システム改修費用を計上しました。また、ふるさと納税による寄附額が好調に推移していることから、その積立金と返礼品等に要する経費を増額するなど、所要の補正を計上いたしました。

これらに対する財源といたしましては、国・道支出金、寄附金、繰入金、市債を計上いたしました。

継続費につきましては、「重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店 保存修理工事費」について、想定よりも石材等の損傷が著しいことや、暖房用ボイラーの更新が必要となったことなどから、総事業費及び年割額を増額するものです。

債務負担行為につきましては、年度をまたぐ端境期（はざかいき）対策として工事の早期発注を図るため「臨時市道整備事業費」を計上したほか、公会堂の瓦屋根の全面改修や、後志管内の3消防本部が、消防指令業務の共同化に当たり整備する「共同消防指令センター」の実施設計業務委託料などの経費を計上いたしました。また、夜間急病センターなど2件の指定管理者の管理代行業務費につきましても、債務負担行為として所要の経費を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、4億5,486万7,00

0 円の増となり、財政規模は、638億382万3,000円となりました。

次に、議案第2号から議案第8号までの特別会計及び企業会計の補正予算について説明申し上げます。

特別会計では、港湾整備事業特別会計において、過去に借入れた市債の償還利子を増額するほか、水産物卸売市場事業特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計において、令和5年の人事院勧告の反映により職員給与費を増額いたしました。

また、国民健康保険事業特別会計において、国民健康保険法施行令の一部改正により、令和6年1月1日から産前産後期間の保険料を軽減するほか、介護保険事業特別会計において、令和6年度からの介護報酬改定等の制度改正に対応するシステム改修費用について、所要の補正を計上いたしました。

次に、企業会計では、水道事業会計において、債務負担行為として、工事の早期発注を図るため「配水管整備事業費」を計上したほか、産業廃棄物等処分事業会計において、令和5年の人事院勧告の反映により職員給与費を増額いたしました。

続きまして、議案第9号から議案第21号までについて説明申し上げます。

議案第9号 事務分掌条例の一部を改正する条例案につきましては、庁内を横断した総合的な政策形成機能を強化するとともに、市民との協働や民間事業者等との連携を強化することを目的として、総合政策部を新設するものであります。

議案第10号 職員給与条例等の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員の給与改定に準じ、職員の給料月額並びに期末手当及び

勤勉手当の支給割合を引き上げるとともに、特別職の期末手当の支給割合を引き上げるものであります。

議案第11号 旅費条例の一部を改正する条例案につきましては、新たに採用された職員に係る赴任旅費の支給対象を明確にするるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第12号 手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、放課後児童クラブの利用手数料を無償化するものであります。

議案第13号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、基準府令の一部改正に伴い、改正後の基準府令のとおり適用させるものであります。

議案第14号 こども医療費助成条例の一部を改正する条例案につきましては、こども医療費助成の対象範囲を18歳までの通院及び入院に拡大するものであります。

議案第15号 産業廃棄物等処分事業設置条例の一部を改正する条例案につきましては、産業廃棄物最終処分場の処理能力の変更に伴い、埋立処分の規模を拡大するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第16号 国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産予定の被保険者等に係る産前産後期間相当分の国民健康保険料の減額措置を講ずるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第17号 小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、小樽港における物流空間と交流空間の効果的なすみ分けを図る目的で、物流空間における構築可能な便益施設を限定するとともに、交流空間におけるにぎわい創出に資する規制緩和を行うほか、所要の改正を行うものであります。

議案第18号 火災予防条例の一部を改正する条例案につきましては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、蓄電池設備に係る基準等を見直すとともに、固体燃料を使用した火気設備の離隔距離を設定するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第19号から議案第21号までにつきましては、いずれも公の施設の指定管理者の指定についてであります。堺町観光バス駐車場につきましては協和総合管理株式会社を、銭函パークゴルフ場につきましては引き続きマルミプラス株式会社を、夜間急病センターにつきましては引き続き一般社団法人小樽市医師会を、それぞれ指定するものであります。

次に、専決処分報告についてであります。報告第1号につきましては、本年10月まで委託により対応していた新型コロナ相談センター運営業務の期間を令和6年3月末まで延長するため、一般会計の補正予算について、令和5年10月13日に専決処分したものであります。

報告第2号につきましては、暑さ対策として、来夏までに市内小中学校全校の普通教室等に冷房設備を整備するほか、北後志圏域の周産期医療体制を維持していくために必要な院内設備改修費用の一部を小樽協会病院に補助するため、一般会計の補正予算について、令和5年11月17日に専決処分したものであります。

以上、概括的に御説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決、御承認賜りますようお願い申し上げます。